

令和3年度 国・都の施策及び予算に関する要望事項（特別区長会独自要望）について

1 取りまとめ方針（R1.10.25 特別区企画・財政担当部長会了承）

- (1) 全国的な共通課題については、全国市長会を通じて国に要望する。
- (2) 都区制度に起因するような特別区共通かつ大都市特有の行政課題については、特別区長会独自要望として国又は都に要望する。
- (3) 次に掲げる事項は、要望事項から除外する。
 - ア 都区財政調整に関する事項
 - イ 特定の区の特殊事情に関する事項
 - ウ 特別区の自主的行財政運営に委ねられている事項
- (4) 都への要望のうち、都教育委員会の所管事項については、特別区教育長会要望として整理するため除外する。
- (5) 継続要望を提出する場合は、措置状況を必ず調査し、未だ改善等の措置が図られていない事項に要望を特化する。
- (6) 国庫補助事業に関しては、単なる補助金の増額や補助率の引上げを求める内容は避け、特別区の実態を踏まえ真に必要な支援等について具体的に要望する。
- (7) オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた要望事項については、令和2年度までで一定の役割を終えるため、開催後のレガシー等に係る要望がある場合は、各区提出数の中で対応する。
- (8) 選定基準
 - ア 政策提案型：制度の軽微な拡充強化を求めるようなものではなく、制度・施策の創設や改善などを提案・要求するような事項
 - イ 重要性：区において重点的に取り扱われている事項や、政府・国会や都・都議会で重点的に取り扱われている事項について特に優先度の高いもの
 - ウ 実現可能性：実現する可能性のある事項（要望を重ねても、国や都が検討する見込みのないものは除外する。）
 - エ 具体性：具体性に欠けるスローガンのような要望ではなく、各区において、現実に問題となっているような事例がある事項
 - オ 緊急性：長期的な懸案事項ではなく、各区が当面する懸案事項

2 要望事項

別紙のとおり

3 スケジュール

令和元年 11月下旬	特別区長会事務局へ要望事項の提出
令和2年 2月	特別区長会総会で要望事項の決定
4月	東京都市区長会総会で要望事項の決定
5月	全国市長会関東支部総会で要望事項の決定
6月	全国市長会総会で要望事項決定後、要望活動の実施

【国の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された5件を、特別区長会事務局へ提出した。

(四角囲みのもの、No. は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 2020年度(令和2年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	児童相談所設置の促進について	特別区の児童相談所設置に向けて、必要な財源措置を要望する。	子ども家庭部	※児童相談所設置の促進について (子ども家庭部)
2	国有地の活用について	高齢者施設等の整備に当たり、用地取得に対する助成及び貸付けに対する負担軽減などの財政支援を要望する。	福祉部	※国有地の活用について (福祉部)
3	障害者福祉施策について	障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の推進を図るため、相談支援専門員が専従職員として、サービス等利用計画の作成業務に従事できるよう報酬額を増額するなど、福祉人材の処遇に係る財源を確保すること。	福祉部 保健衛生部	※障害福祉施策の充実について (福祉部・保健衛生部)
4	ふるさと納税制度の見直しについて	税源の偏在是正に、税額控除制度を利用しないこと。 ふるさと納税による税収への影響が増大しているため、返礼品目当てではない本来の主旨に立ち返った制度とすること。 本来国が負担すべき控除や、制度による事務負担を補填すること。	総務部	※地方税財源の充実強化等について (企画政策部・総務部)
5	予防接種について	予防接種の公費助成や法定接種化に伴い、自治体の費用負担が増加することがないように、地方交付税によらない財政措置を講じること。ワクチン不足が生じないように、ワクチンの安定供給策を十分に講じること。	保健衛生部	※予防接種の財政措置等について (保健衛生部)

【都の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された5件を、特別区長会事務局へ提出した。

(四角囲みのもの、No.は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 2020年度(令和2年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	東京都保育従事職員 宿舎借り上げ支援事業の継続について	<p>保育人材の確保、定着及び離職防止を図るためには、今後も保育運営事業者への継続的な支援が必要であることから、令和3年度以後についても東京都保育従事職員宿舎借り上げ支援事業を引き続き実施されたい。</p>	子ども家庭部	新規
2	児童相談所設置の促進について	<p>特別区の児童相談所設置に向けて、必要な財源措置と人材育成の支援を要望する。</p>	福祉部 子ども家庭部	※児童相談所設置の促進について (子ども家庭部)
3	都用地の活用及び施設整備の推進等について	<p>高齢者施設の整備に当たり、用地取得に対する補助制度の再開及び貸付に対する負担軽減等の財政支援を要望する。</p> <p>今後、保育施設の整備及び民間事業者の参入を促していくため、更なる都用地の情報提供や土地使用料・賃料の設定における負担軽減等、必要な支援を要望する。</p>	福祉部 子ども家庭部	※都用地の活用について (福祉部・子ども家庭部) ※子育て支援策の充実について (子ども家庭部)
4	放置自転車対策の推進について	<p>自転車等駐車場の整備用地として、都が管理する道路・遊休地等の無償提供をさらに進めること。</p> <p>都が管理する道路及び都営交通機関の駅周辺などにおいて、放置し、又は駐車する自転車等を主体的に整理、撤去等を行うこと。</p> <p>都営地下鉄等の交通事業者に対し、駅前駐輪施設の整備を指導すること。</p> <p>区が行うコミュニティサイクル事業に対する協力・支援を行うこと。</p>	土木部	※放置自転車等対策の推進について (土木部)

No.	件 名	概 要	所 管	【参考】 2020年度（令和2年度要望） ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
5	配偶者暴力防止への支援体制強化について	<p>広域的な被害者支援体制の継続と、国籍・性別等に対応したシェルターや、就業・就学支援のための施設を整備すること。</p> <p>被害者の若年化や、家庭内における子どもたちへの被害防止のため、関係機関との連携強化による総合的な支援体制を構築すること。</p> <p>男性からの相談や、SOGI に係る相談が増加傾向にあることを踏まえ、安全な被害者保護施設と相談体制を整備すること。</p> <p>加害者に対する更生プログラムを研究し、早期に導入すること。</p>	総務部	※配偶者暴力防止への支援体制強化について（総務部）